

千曲市教育大綱（案）に対する意見募集の結果

～貴重なご意見ありがとうございました～

○提出者数 1名

○意見件数 3件

お寄せいただきましたご意見と市の考え方は、次のとおりです。

No.	ご意見の内容	ご意見に対する市の考え方
1	<p>千曲市教育大綱（案）は「教育基本法」に基づいて作成されていると思われるが、上位法の「こども基本法」（令和5年4月から施行）の基本理念を取り入れたものにするべきであるとする。</p> <p>具体的には、こども基本法の基本理念第一条「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的扱いを受けることがないようにすること。」とあるように、大綱（案）の基本目標の（1）についても、「確かな学力」ではなく「子どもたちの安全・安心」に関する目標を冒頭に据えるべきであるとする。</p>	<p>基本目標の順番は優劣を示すものではなく、どれも重要だと考えています。しかしながら、ご指摘をいただきましたとおり、まず、「全ての子どもの安全・安心を第一に」という思いは同じですので、冒頭に据えるよう変更します。</p>
2	<p>「こども基本法」は「子どもの権利条約」に基づいて作成されているが、千曲市教育大綱（案）にはその理念が反映されておらず、「子どもの権利の尊重」及び子どもの権利条約の一般原則に関する文言を含めるべきであるとする。</p>	<p>来年度（令和5年度）からスタートする「こども基本法」と、国・県の新しい「教育振興基本計画」の内容を踏まえ、市の「第三次教育振興基本計画」の改定作業を来年度行います。この「市の基本計画」は、「教育大綱」に即した内容にすることも求められるため、「教育大綱」を見直しておく必要があります。（古い「教育大綱」に即して「市の基本計画」を改定することは適切ではありません。）</p> <p>このことから、ご指摘の「こども基本法」の内容は、新しい「市の基本計画」に反映させたいと考えています。</p> <p>なお、今回改定する「教育大綱」の基本理念の説明文の結びにおいて謳っているとおり、市の教育行政を「子どもの意見を尊重」して進めていきますので、ご理解をお願いします。</p>
3	<p>（7）の「多様な学びの場（通常学級、特別支援級、通級指導教室など）の充実」とあるが、これらはすべて公的な機関であり、再三にわたり民間との連携を強調している文科省の通知に反するものである。多様な学びの場の選択肢として「民間との連携」を明記するべきである。</p>	<p>当初は、「教育大綱」で市の教育行政の全てを記載することができないため、「民間施設との連携」は来年度改定作業を行う「市の教育振興基本計画」の中で記載するよう考えていましたが、ご指摘のとおり「公的な機関」以外との連携は特筆すべきものと考えますので、「フリースクール等民間施設との連携」として加筆するよう変更します。</p>